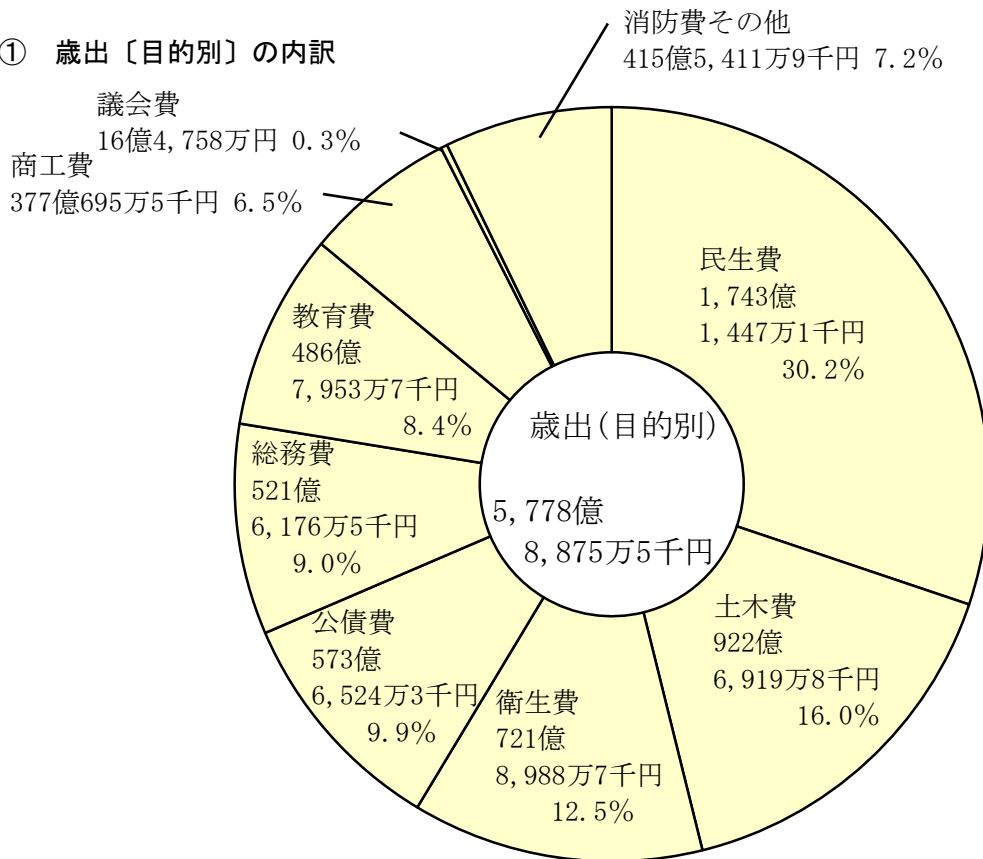
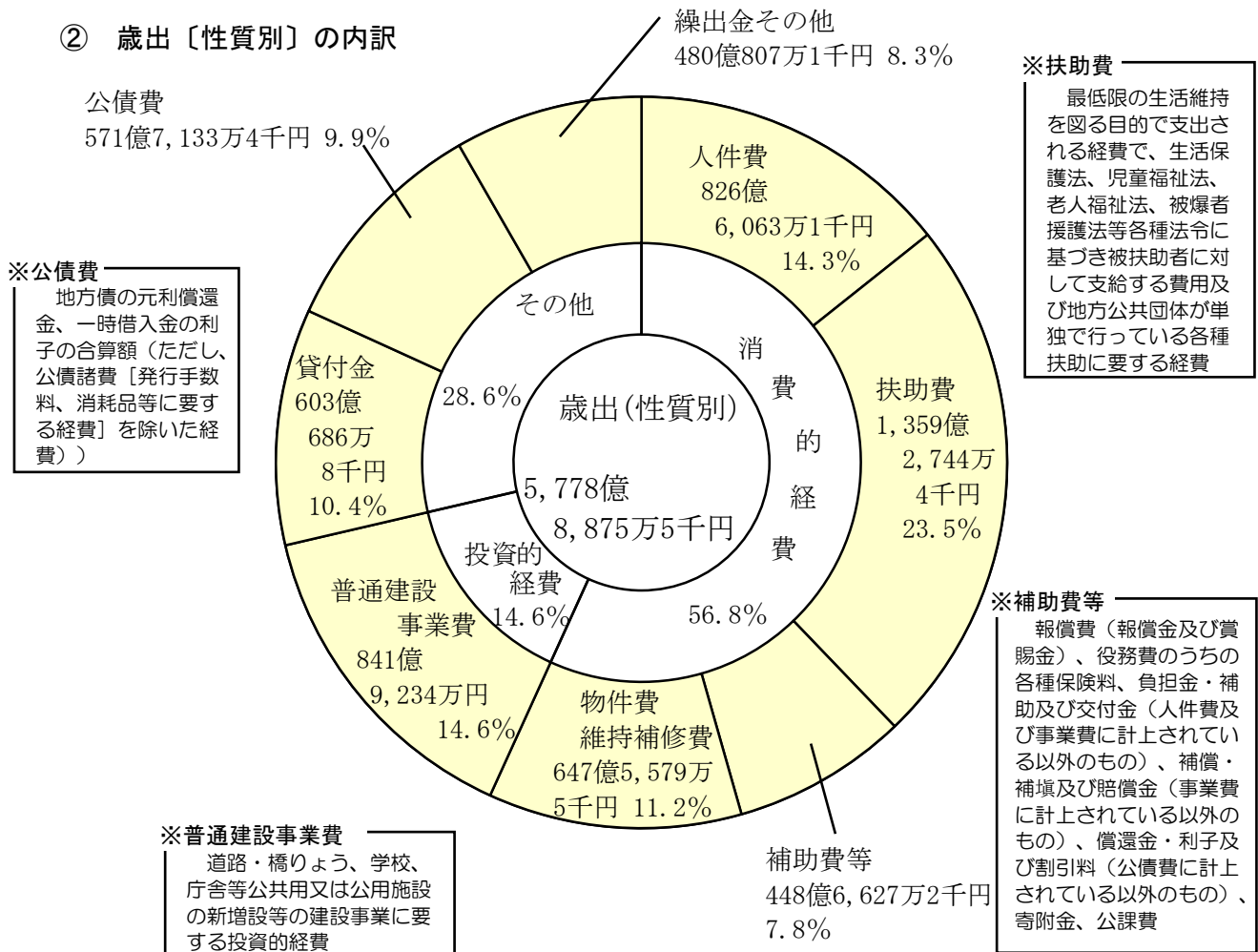


(3) 一般会計<歳出>

① 歳出〔目的別〕の内訳

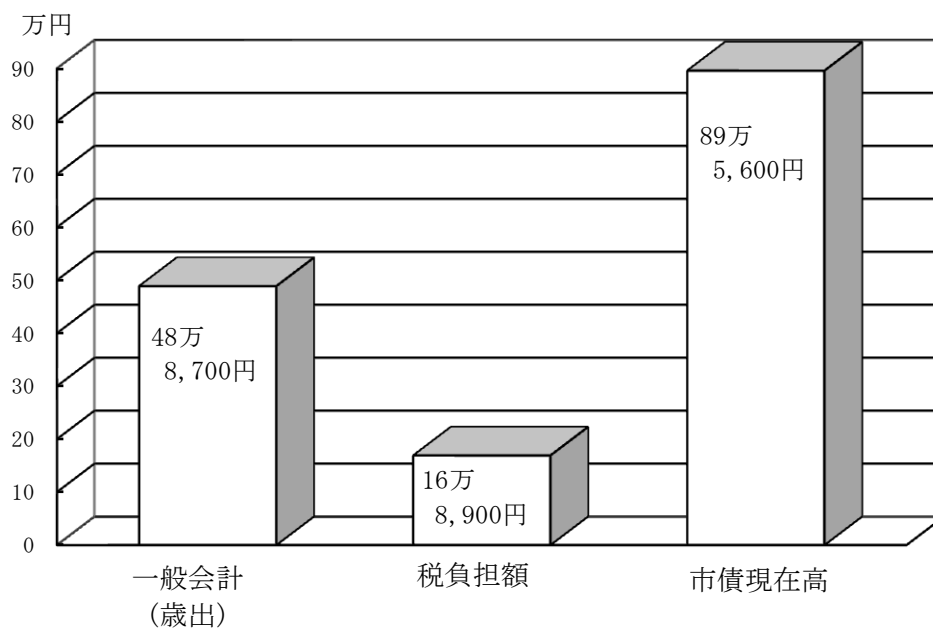


② 歳出〔性質別〕の内訳



6 市民1人当たりの金額

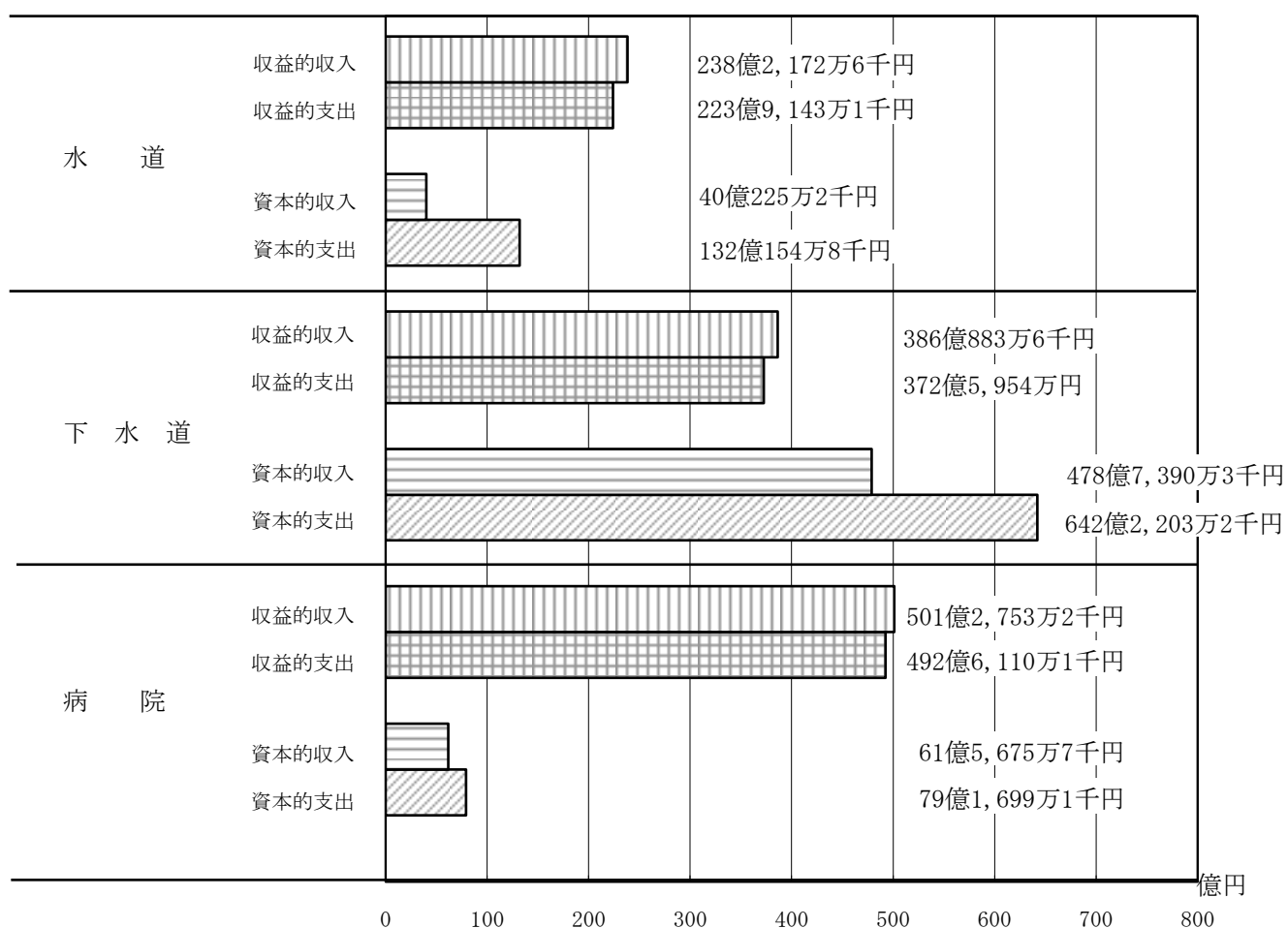
《人口：1,182,403人(外国人を含む。) 平成25年3月31日現在》



一般会計 (歳出) 《48万8,700円》の内訳

☆民生費 (福祉の充実)	14万7,400円
☆土木費 (道路・公園整備など)	7万8,000円
☆衛生費 (保健・医療の充実)	6万1,100円
☆公債費 (借入金の返済)	4万8,500円
☆総務費 (コミュニティの振興など)	4万4,100円
☆教育費 (学校・社会教育の充実)	4万1,200円
☆商工・農林水産業費 (各種産業の振興)	3万5,000円
☆議会費 (議会の運営)	1,400円
☆消防費その他 (消防・救急の強化など)	3万2,000円

7 企業会計の決算



用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填します。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の平成24年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	15.9	238.7
(平成23年度)	—	—	(16.0)	(239.9)
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と住宅資金貸付など7つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率
特別会計名 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、簡易水道等、水道、下水道及び病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

用語解説

◎ 各比率について

・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

Ⅱ 平成25年度の財政状況

1 予算の執行状況（平成25年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳入

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(A)	収入済額(B)	B/A×100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
市 税	196557025			196557025	117196753	59.6
地 方 譲 与 税	3550158			3550158	944524	26.6
利 子 割 交 付 金	517995			517995	228779	44.2
配 当 割 交 付 金	329656			329656	147545	44.8
株式等譲渡所得割交付金	82632			82632		0.0
地方消費税交付金	11819205			11819205	6838585	57.9
ゴルフ場利用税交付金	63148			63148	26739	42.3
自動車取得税交付金	1086000			1086000	361673	33.3
軽油引取税交付金	5227000			5227000	2200523	42.1
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	31818			31818		0.0
地方特例交付金	700000			700000	732119	104.6
地 方 交 付 税	36500000			36500000	27181725	74.5
交通安全対策特別交付金	466000			466000	226905	48.7
分担金及び負担金	7481548	49630		7531178	2557652	34.0
使用料及び手数料	10937248			10937248	4914443	44.9
国 庫 支 出 金	117101880	12779049	23300	129904229	51796568	39.9
県 支 出 金	19547542	801674	401292	20750508	3255128	15.7
財 産 収 入	1776234			1776234	562621	31.7
寄 附 金	29532			29532	8398	28.4
繰 入 金	28679870	18422	△2487708	26210584	450095	1.7
繰 越 金	1	5058399		5058400	7367239	145.6
諸 収 入	61510103		33940	61544043	5071457	8.2
市 債	65732300	10099100	1800	75833200	60800	0.1
歳 入 合 計	569726895	28806274	△2027376	596505793	232130271	38.9

歳出

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(C)	支出済額(D)	D/C×100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
議 会 費	1685153		△10046	1675107	807081	48.2
総 務 費	45329215	12329	△443202	44898342	17507379	39.0
民 生 費	180006661	561299	△265748	180302212	69690896	38.7
衛 生 費	70602176	119717	△746110	69975783	28250109	40.4
農 林 水 産 業 費	4049649	137758	△26797	4160610	1175854	28.3
商 工 費	32339478		113784	32453262	21368456	65.8
土 木 費	89205878	20314842	△78323	109442397	54713856	50.0
消 防 費	14064908	31722	△261718	13834912	5422758	39.2
教 育 費	44335304	7628607	△309216	51654695	21311141	41.3
公 債 費	65676316			65676316	22747	0.0
諸 支 出 金	22032157			22032157		
予 備 費	400000			400000		
歳 出 合 計	569726895	28806274	△2027376	596505793	220270277	36.9

(注)予備費支出については、補正額に含む。